

# 平成23年度 事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

## 基本方針

大阪対がん協会(新年度からひらがな表記に統一する方針)は昭和34年の発足以来、「予防と早期治療の啓発」「学術研究への助成」「検診の奨励と援助」を三本柱に掲げて、がん征圧事業に取り組んできた。平成23年度も基本理念に変わりはなく、公益に資する事業を推進する。

一方で、公益目的事業を将来にわたって継続して進めるためには、協会の経営基盤の安定が欠かせない。長期にわたる維持会員の減少、一般寄付金の減少により、協会の財政事情は厳しさを増している。23年度は収入増対策にも積極的に取り組み、収支の改善を図る。

新しい公益法人制度のもとで、協会は公益財団法人への移行をめざしている。25年11月の移行期限が近づいてきたが、23年度は経営基盤の安定にめどをつけることを優先する。公益法人移行については、24年度に認定申請の手続きが円滑にできるよう準備する。

大阪府は23年度、がん対策推進条例の制定や組織型がん検診の推進など積極的にがん対策に取り組む方針だ。患者会や医療機関、市町村の協力によるイベントも各地で取り組まれている。協会としても、こうした地域連携の動きを応援し、バランスの取れた事業展開により、社会的ニーズの高まりに応える活動を進めていく。

## 主な活動

- ◎公益目的事業の継続・拡大
- ◎収入増および会員増対策
- ◎新公益法人制度への対応

財団法人 大阪対がん協会

## 【公益目的事業】

将来の公益財団法人移行に備え、23年度から協会のがん征圧事業を三つの公益目的事業に区分する。それぞれの分野で新規も含めて積極的に事業に取り組む。

### 公1) 普及・啓発活動：講演会、セミナーの開催。ホームページでの情報発信など

①看護週間中の5月14日に女性がんをテーマにしたセミナーを主催する。大阪府看護協会の協力を得て初めて企画。看護師や一般の方に参加を呼びかける。

②音楽ショーとがん体験者、専門医が語り合うトークを組み合わせたチャリティーイベントを7月10日に開催する。収益が出た場合はがん征圧運動に充当する。

③9月のがん征圧月間中、朝日新聞社などの協力を得て毎年開いている「がんセミナー」を23年度も開催する予定。内容や講師の人選を検討している。

④大阪府立成人病センター、大阪成人病予防協会と共催している「成人病公開講座」を4回程度開く。このほか、同種の団体が開く啓発事業を積極的に後援する。

⑤開設2年目となる協会ホームページの充実を図る。講演会・イベント情報、相談窓口欄の情報を増やし、専門医による啓発などの新企画を始める。年1回発行の事業概要、年3回発行の協会報も充実を図り、普及・啓発の内容を盛り込む。

⑥協会在庫の普及・啓発DVDやビデオの貸し出しサービスを始める。

⑦三重県松阪市の民間団体「EKIDEN for LIFEの会」が毎年開いている募金イベント「生命の駅伝」を普及・啓発活動の一つと位置づけて協力し、5月14日に大阪城公園で開くイベントに一般の方や患者会の方に広く参加を呼びかける。

### 公2) 研究者支援：がんの研究、治療に当たる医師、看護師らへの助成

①新進(40歳未満)の研究者・医療従事者を支援する「がん研究助成奨励金」を、目玉事業として継続する。同事業は協会設立翌年の昭和35年度から始め、今回が52回目となる。奨励金の贈呈件数はのべ1599件、総額3億7180万円に上り、受賞者の多くが関西を中心に大学や医療機関の現場で活躍している。22年度は協会の財政事情から「基礎」「臨床及び疫学」「看護等」の3部門で受賞者を計10人に絞って贈呈した。23年度も同様の規模で募集する。

②地域がん登録全国協議会への助成を通して、がん登録やがん統計に関する学術研究に協力する。

### 公3) 患者支援・検診奨励：患者や家族への支援、がん予防やがん検診の奨励

①患者会の活動支援に力を注ぎ、イベントの後援やホームページでの情報掲載、リンクなどを進める。患者や家族、一般の人からのがんに関する相談に丁寧に応対し、医療機関の窓口を紹介するなど適切な情報を提供する。

②がん検診の大切さを広く訴え、賛助会員を中心に春と秋の検診を呼びかける。従来から春は「大阪がん予防検診センター」、秋は「大阪府医師会保健医療センター」の協力を得ており、23年度も継続して胃、大腸、肺、乳房、子宮の5部位について検診を促し、必要な助成をする。

③がん検診の受診を促す目的で新たに「がん検診サービス券」の発行に取り組む。検診

にかかる自己負担を軽くし、自治体の補助制度との併用もPRすることで、各自治体がめざす受診率アップに貢献する(システムについては会員増対策の項目)。

## 【収入増および会員増】

協会の財政基盤安定のため、支出面では経費の節約に努める。収入面では啓発イベント会場での募金呼びかけ、パンフレット、リーフレット類での寄付呼びかけ、寄付者名の新聞掲載(朝日新聞地域面)を続ける。加えて23年度は以下のような取り組みに力を入れ、長期にわたる収入減少傾向に歯止めをかけ、増加へと反転攻勢を図る。

### 1) 事業別の協賛・支援

①各種イベントへの協賛： 公益目的事業の区分1(公1)で紹介した普及・啓発の各イベントについては、開催に必要な経費(会場費、講師謝礼、宣伝費など)を賄うため、協賛企業を募る。またプログラム等への広告掲載料としても支援を募り、イベント経費の収支均衡、または若干の黒字をめざす。黒字分は同種イベントの今後の実施に必要な資金とする。

②若手がん研究奨励資金： 公2の目玉事業である「がん研究助成奨励金」に対しては、すでに一部の製薬会社から協賛を得ている。今後も学術研究の必要性を訴え、同様の協賛が広がるように努める。さらに、奨励金の過去の受賞者に対して、後輩を激励する気持ちとして「若手がん研究奨励資金」を募り、事業の継続を図る。

### 2) 賛助会員の特典

①がん検診サービス券： 公3の検診奨励事業で紹介した「がん検診サービス券」発行は賛助会員(年会費2千円以上)の新たな特典としてPRし、入会の動機付けとする。サービス券は額面千円とし、がん検診を受診して領収書などの証明があれば、現金かクオカードと引き換えられるシステム。サービス券は現在の会員と新規入会者に配布し、その後も会員を3年継続すれば次回のサービス券を得られるようにする予定。

②法人特別会員： 個人の維持会員(年会費2千円以上)、法人または個人の特別会員(同1万円以上)とは別に、新たに年会費3万円以上で法人特別会員への入会を薦める。法人特別会員になれば、「がんに関する電話相談を無料で年3回まで」「社内セミナーの開催を手伝い、講師を紹介」「がん検診サービス券(千円分)を10枚つづりで配布」といった特典を得られるとPRする。

③メールマガジン： 賛助会員には定期的にメールマガジンを配信する。講演会、セミナーなどのイベント情報や、協会役員からの話題提供、各種のお知らせ、専門家による知識啓発など役に立つ情報を会員に届ける。

### 3) 募金型自販機

飲料メーカーと連携して21年度に大阪市内の病院1カ所で募金型自動販売機が導入されたが、23年度は病院を中心に設置箇所を大幅に増やし、収入増につなげる。飲料水を購入すると、通常は設置者に入る手数料の半分が協会に入るといった仕組み。設置者には「がん征圧運動に協力しています」との社会貢献をPRでき、飲料メーカーは販路開拓のメリットがある。協会には、設置者からの寄付の形で収入を得られるほか、オリジナルデザインの

自販機が増えることで知名度アップも図れる。

#### 4) 封筒広告など

会報の郵送やイベント会場での資料配付に大小2種類の封筒を使っているが、封筒の裏面を有効に使い、広告の掲載によって印刷経費を賄う。裏面の上半分ががん予防に関する標語を入れ、啓発の意味も持たせる。下半分を広告スペースとし、広告主の募集は広告代理店を通じて行う。封筒以外にも、年1回発行する事業概要、年3回発行する協会報にも広告を掲載する。

### 【新公益法人】

新しい公益法人制度は平成20年12月にスタートした。財団法人はすべて、5年後の25年11月末までに「公益」か「一般」のどちらかを選んで移行の手続きを取らねばならず、できなかった団体は解散となる。協会は20年3月の理事会で「公益財団法人へ移行」の方針を決議し、移行準備を進めてきた。しかし、赤字収支が毎年度のように続いてきたことから協会財政は逼迫、公益認定を得る見通しが立たず、財政立て直しが急務となった。

以上のような22年度までの状況を踏まえ、23年度は公益認定申請の手続きを保留し、収支の改善に全力を投入する。その結果、23年度以降、単年度ベースの収支が均衡するか、少しでも黒字基調の見通しが立てば、24年度に公益認定申請の手続きに入る。そのための準備として以下の取り組みを進める。

#### 1) 収支均衡の予算書

平成21、22の両年度とも予算書段階で赤字収支となっていたが、23年度は収支均衡を必須条件として予算案を作成した。数字合わせではなく、22年度の決算見込みをベースに収入、支出とも実現可能な範囲で見直しを進めた。最近10年間で約9400万円取り崩した事業積立金については、残額が840万円(21年度末)と少なくなっていることから、23年度は取り崩しを見込まない方針で臨む。

また、予算書の様式については平成20年会計基準を採用し、損益ベースで作成した。協会が取り組む事業を公益目的の1～3に区分、法人運営に必要な経費は管理費(法人会計)に区分し、人件費をはじめ、すべての経費を事業割合に応じて区分ごとに配分した。

#### 2) 「寄付行為」の変更

公益法人に移行するには、現在の「寄付行為」を「定款」に改める必要がある。すでに定款案は22年3月の理事会・評議員会で承認されているが、同年10月に公益財団法人に移行した日本対がん協会の定款を参考に改めて修正する必要があるが生じている。しかし、23年度は公益認定申請を保留する方針のため、定款案の修正を急ぐ必要はない。

一方、現在の寄付行為については、修正が必要な条文があることに加え、公益法人移行が遅れているためにカタカナ表記の「ガン」が続いている協会名などを、新年度のタイミングに合わせてひらがな表記の「がん」に変更する。

以上